

第2回 武蔵野市保育料審議会 議事要録

- 1 日程及び場所 令和4年8月18日(木)午後6時30分～8時
(オンラインにより開催)
- 2 出席者 <委員> 箕輪会長、加藤副会長、鶴川委員、岡部委員、川鍋委員、
鈴木委員、西巻委員、平湯委員、吉方委員、渡邊委員
<市・事務局> 勝又子ども家庭部長、吉田子ども育成課長、月原保育
施策調整担当課長、事務局6名

- 3 次第(委員発言■、事務局発言○、決定事項は◎ゴシック下線)

開会

■ 第2回武蔵野市保育料審議会を開会する。本日は、追加資料に関する事務局からの説明と質疑応答の後、論点に関する議論を行うという流れで進めていきたい。

4 議事

(1) 論点について(幼児教育・保育の無償化による影響、保育料)

【事務局より説明】子ども育成課長より、保育所等運営事業費の推移(資料26)、児童1人当たりの保育所等運営事業費内訳割合の推移(資料27)を説明した。

資料25「論点のまとめ」をご覧いただきたい。第1回の審議会で委員の皆様からいただいたご意見を中心に、事務局で今後の論点を整理したものである。各論点に関連する資料を参考として記載しているため、適宜ご参照いただきたい。

まず、大きな論点の1つ目が幼児教育・保育の無償化による影響についてである。令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化により、3歳以上の保育料、0～2歳児のうち市町村民税非課税世帯の保育料については無償となった。この無償化による影響、特に保護者の経済的負担への影響、市財政への影響、施設の利用への影響などをどのように考えるかについてご議論いただきたい。保護者の経済的負担や市財政への影響については、第1回の資料21「年齢別認可保育施設の児童1人にかかる費用負担と保育料」で記載した各年齢における利用者負担、市負担の割合、また、資料26「保育所等運営事業費の推移」、資料27「児童一人当たりの保育所等運営事

業費内訳割合の推移」等をご参照いただきたい。また、施設の利用への影響については、資料 29「認可保育施設一斉入所申込者数の推移について」をご参照いただきたい。在園児数は施設整備に伴う定員の拡充により一貫して増加しているものの、申込者数自体は令和元年 10 月の無償化開始の前後で増加していないことが分かる。このことから、武蔵野市においては無償化による認可保育施設の利用への影響が限定的だった可能性があることが考えられる。

次に、大きな論点の 2 つ目の保育料についてである。無償化の影響等を踏まえた上で、現状の保育料の設定について、特に国の徴収基準との差、他市と比較した保育料の水準、保育標準時間と保育短時間の保育料の差、保護者の経済的状況、市の財政的負担などについてどのように考えるかご議論いただきたい。国の徴収基準額との差に関しては、第 1 回の資料 18「保育料徴収基準額」の裏面のグラフをご参照いただきたい。国の徴収基準額より市の徴収基準額が低く設定されており、この差を市が負担することによって保護者の負担が軽減されている。この差に関してどのように考えるかについても保育料の判断において重要になると考えられる。他市と比較した保育料の水準については、第 1 回の資料 24「認可保育施設保育料、認可外助成金等一覧（26 市）」をご参照いただきたい。武蔵野市の 3 歳未満児の保育料の最高額が多摩地域で最も高い額に設定されるなど、所得の高い世帯に、より高い保育料が設定されていることが分かる。保育標準時間と保育短時間の保育料の差に関しては、資料 18「保育料徴収基準額」をご参照いただきたい。保育標準時間と保育短時間で保育料が異なり、武蔵野市では保育の提供時間を基にして保育短時間の保育料を保育標準時間認定の 8/11 に設定している。これは平成 26 年度の保育料審議会の答申にあるとおり、保育標準時間と保育短時間の保育時間を考慮するとともに、保育短時間の施設で延長保育を利用した場合に負担の逆転現象が起きないように配慮したものである。保護者の経済的状況については、資料 22「階層別延児童数の割合」を参考とすることができる。保育料は保護者の市民税所得割合算額の階層毎に設定されているが、この割合について年度による変化があまりなく、認可保育施設を利用する児童の保護者の所得に顕著な変化が起きていないことが考えられる。市の財政的負担については、資料 26、資料 27 の内容などを中心にご検討をいただきたい。

次に、大きな論点の 3 つ目、保育料以外の利用料、保護者負担についてである。認可保育施設における保育とは別に利用される関連事業の利用料、保護者負担金をどの

ように考えるかについてである。こちらについては第3回でご審議いただく予定である。関係するものとしては、延長保育の保護者負担金、一時保育の利用料、年末保育の利用料、病児・病後児保育の保護者負担金がある。

第1回の審議会で企業主導型保育事業を利用する世帯への補助についてご意見をいただいたが、関係する資料として、資料28「認可外保育施設利用の保護者に対する助成<26市比較>」をご覧いただきたい。認証保育所を利用する世帯に対して認可保育施設を利用した場合の保育料との差額を助成する本市の制度について前回説明をしたが、多摩26市で認証保育所を利用する世帯へ同様の助成を行っている市は24市あり、そのうち半数以上の13市が企業主導型保育事業の保育料についても同様の助成を行っている。なお、企業主導型保育事業は、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として平成28年度に内閣府が開始した制度だが、定員には「従業員枠」のほかに地域の住民が利用する「地域枠」を設けることができる。施設の開設にあたって市は認可等を行っていないが、本市の企業主導型保育事業に地域枠が設けられており、現状、待機児童対策において重要な役割を担っている。そのため認証保育所同様の保護者に対する助成の必要性についても審議をいただきたい。

■ 事務局からの説明について、何か質問等はあるか。

■ 今回の保育料審議会の会議は全4回実施する予定で、第3回では保育料以外の内容を審議することになっている。本日の会議ではどこまでの内容を決める必要があるのか確認したい。

○ 本日は、論点のまとめについての内容を中心に議論していただきたい。次回の第3回については、保育料以外の利用料、保護者負担についての内容及び答申案について議論していただきたいと考えている。第4回については、最終的な答申案を検討していただく予定である。

■ 本日は、答申のための議論を行っていくというイメージか。

○ 本日の審議会で頂いた意見を基に答申案のたたき台をつくる予定である。その内容を第3回の後半で検討していただく想定である。

■ 論点の議論を行いたい。先ほど事務局より説明のあった論点のまとめにおける幼児教育・保育の無償化による影響、保育料、そして保育料以外の利用料、保護者負担について順番に進めていきたい。まず幼児教育・保育の無償化による影響について、

ご意見をいただきたい。

■ 最初に、論点のまとめの資料に記載はないことだが、問題提起をさせていただきたい。家庭で子育てをされている方、保育所を利用しておらず、子育てに専念されている方とのバランスをどのように考えるのかという点である。

今、国や都の負担が増え、市の財政が多少緩やかになっている部分において、保育関係のところに公費を充てるほど、家庭で子育てをしている方がひたすら自己負担という状況になる。いわゆるゼロ号や4号と言われているが、そういった方に対して、市としてどう考えるのかということも1つの論点だと考えている。

■ 保護者の職種にもよるが、コロナ禍により収入が大きく低下された状況のご家庭が多くある。認可保育所は住民税により保育料を決定するが、認証保育所は利用時間に応じて保育料が決まってくる。兄弟2人を認証保育所に預けた場合、相当額の保育料となる。認証保育所では、一旦保育料を支払った後、保護者の住民税の額に応じて助成金が支給される仕組みとなっている。その点について認証保育所を利用するご家庭では負担に思われていると考えている。保育料の支払い方に対する認可保育所との違いが最近ではより大きく感じられているようである。

■ 日本の公的教育、子育て等に対する公的な支出については、OECDの加盟諸国との比較でも非常に低いという指摘がある。また家計費における教育費等の負担の大きさについて指摘されてきたことや、コロナ禍により経済的な厳しさが推測されることを考えると、やはり幼児教育・保育の無償化というのは、保護者の経済的な負担について緩和されるという意味で積極的な意味を持っていると思う。また、国や都による支出により、市財政においてもある程度支出が緩やかになっている側面も考えると、その両面での効果があるのではないかと考えている。ただ、副会長から指摘のあった家庭で保育をされている方や認可保育所を利用されていない方々への対応については課題であると認識している。

■ そもそもなぜ幼児教育・保育の無償化を行うということが国で決まったのかというところに立ち返る必要があるのではないかと考えている。今まで家庭で培うことができていた力について、教育という仕組みの中で力をつけていくことが子どもたちにとって必要であるということが、公的支出の低さとも関連して形になった制度だと思う。3歳以上の保育が、仕組みとして必要だということになったときに、0歳から2歳児の保育について改めて考えていくと、昔は、地域で子ども同士が出会ったり、異年齢で過ごした

りすることができていた。保護者も、様々な人と出会う中で情報を得て、子どもを育てるということを学んでいたが、今はそういった場所がなくなってきていることを考えると、子どもと保護者のためには、0歳から2歳児の保育についても、仕組みとして必要になってきているのではないかと考えている。

子ども・子育て会議などでも盛んに話がされているが、待機児童が落ち着いてきて保育所の在り方を考えていく段階においては、子どもにとってよりよい環境を与えていくということが必要になってきているのではないかと考えている。様々な環境下にある子どもたちにおいて、保育のプロに出会うことや、子ども同士が関わり育っていく環境というのは必要であるということを、この審議会を通して少しでも伝えていきたい。市の財源に限りがあるということは重々承知しているが、0歳から2歳児の保育料、及び家庭で保育をしている方たちが利用するであろう一時保育の利用料もともに下げていくことに少しでも近づけたらと考えている。

■ 現在、保育所において、家庭の子育て支援という動きがある中で、家庭で子育てをされている方と保育所とのつながりができることにより、3歳になるとときには既に幼稚園に空きが出るという状況が起きている。よって、単に保育所だけを見ていくのではなく、市全体として総合的に見ていかないと、幼稚園が潰れ始める状況になっていく。無償化された3・4・5歳の需要について、全て保育所で担っていくのかということになると、財政負担だけでなく、大きな構造改革が起きてくるということ懸念している。幼稚園の立場でもあるため、そういったところも大事なことであると認識している。

■ 基本的な考え方として、家庭で子育てをされている方もいれば、保育園や幼稚園等を利用する方など様々な方がいる中で、ある程度公平なサービス提供というのは必要なことではないかと思う。そのために、市の負担が増えることがあるかもしれない。現在、都内の保育所において、定員を割っている施設も出てきており、ある程度のピークは過ぎているのではないかと思う。質の向上や様々なサービスの公平性のために歳出を増やすということ自体は、社会的にも必要なことであり、納税者から見ても容認されることではないかと考えている。審議会において出た様々な意見や他の自治体の状況等を踏まえ、市である程度素案のようなものを作っていただきたい。

■ 他の自治体において、1人目は、上の子が小学校でも、第2子以降は無料という保育料の設定をしている自治体もあるようである。また、直接保育料とは関係ないか

もしれないが、出産費用の助成のほかに、ベビーボックスという生まれた赤ちゃんに関係するベビー服や、肌着、おむつ等のプレゼントが届く自治体もあると聞いた。そういう保育所に入る前の、出産に対しての助成が充実すると、赤ちゃんを産みたいと思う家庭が増えるのではないかと思う。

■ 保護者の負担が軽くなるように市が体制を整えているということを、保育所の利用者として実感しているため、保育料において問題があるとは思っていない。今後関係団体の中で、問題提起等の意見が出てくれば、この審議会の中で発言していきたい。今後の議論だとは思いますが、延長保育に関しては、10年ほど利用しているため、発言できたらと考えている。

■ 認証保育所については、一旦保育料を支払い、後から助成金として返ってくることにより、一時的な負担ではあるが、とても厳しかったという覚えがある。現在は、必要な自己負担分だけ払っている状況のため、負担が軽くなったという印象がある。幼稚園でも、延長保育などを拡充して、その分の費用についての補助もあり、負担は軽くなってきているが、このコロナ禍において、経済的に厳しい状況の中、利用しなくても難しい状況があることを踏まえると、一時保育の利用料においても補助ができたと思う。また0歳から2歳児についての保育料についても下げていけると、保育を受けようという方も増えるのではないかと思う。

■ 市の財政における今後の歳入の状況を考えると、民生費やその中に占めてくる保育所などの運営事業費は増えてきていると思う。民生費の中で、他の分野についても同様に増えてくる可能性がある中で、全体のバランスを考える必要があるのではないか。高齢者に関する会議等に出席した際にも、様々な要求や要望が出ている。子育てをされている方たちへの支援も必要であるが、市全体から見たバランスをどう考えるのかが、これからはとても大切になってくるのではないかと思う。

■ 昨今の少子化対策において、保護者への経済的な負担を軽くすることは重要なことだと思うが、市の財政的な面も考える必要がある。今年、児童手当における所得制限の見直しがあるということを知った。市内に高額所得者がどの程度いるのか不明だが、そういう方への給付については見直し、その浮いた公費を必要とされている方に使ってほしいと考えている。

■ 幼児教育・保育の無償化が実施された背景としては、幼児教育が人生に与える影響が大きいというエビデンスが出たということだと思う。そこから考えていくと、こ

れからは子どもたちの数より施設のほうが増えていき、定員割れが起きてくる時代に、幼児教育における質とは一体どういうことなのかということが大きな論点になってくる。保育料について審議するこの会議において深く取り扱うことは難しいかもしれないが、時代は必ず良い幼児教育を行う保育所や幼稚園等にお金を充てていくということが必要になってくるだろうと考えている。1つの論点として挙げておきたい。

■ 幼児教育・保育の無償化による影響について、様々な意見をいただいた。保育料の支払い方における認証保育所と認可保育所との違いをどう考えていくかという点、市の財政をどう考えていくかという点、また、これからの方向性として、保育所を造るということよりも、保育の質をどう考えていくかという点について論点として出していただいた。

次に保育料に関する議論に移りたいと思う。幼児教育・保育の無償化による影響を踏まえて現状の保育料の設定についてどう考えていくかという点についてご意見をいただきたい。

■ 幼児教育・保育の無償化は必要なことだと思う。その財源として、所得制限を行うことで浮いた公費を必要な人に使ってほしいと思っている。

■ 経済的に不安定な状況で、本当に安心して産み育てることができる武蔵野市となっているかという点、少し疑問を感じている。第1回の時の資料 22 における階層別の保護者の経済状況が大きく変わっていないというところが逆に問題だと思う。物価が上がっている中で、給料が上がっていないという状況である。今これだけの所得があるからということが本当に安心なのか。保育料の設定として、なだらかな感じで保育料が上がっていくのはすばらしいと思うが、最後の階層のところさらに上がっている。所得の高い方についても保育料を下げていいのではないだろうか。

■ 今発言があった資料というのは資料 18 か。

○ 先ほど言及のあった資料については、資料 18 である。裏面にグラフがあり、国の徴収基準については階段状になっている。武蔵野市の徴収基準については階層を細かく分けているため、なだらかな線を描いている状況である。

■ 例えば第8階層の年収 1,130 万以上の方については、保育料を下げたほうがいいのかという認識でよいか。

■ 階層別延児童数における割合が高い階層や、最高階層についても下げるといいのではないかと思う。

■ 給食の原材料費が高騰していて、園の運営も大変な状況である。保育料は上げずに工夫しながらやっていきたいと考えているが、園の運営も非常に大変である。保育料を上げず、保育に係る質も落とさず、給食の質も落としたいくない。しかし今までの食費ではやっていけないという問題を抱えている。

■ 事務局に2点質問がある。資料18の階層は、認証保育所も同等の基準が適用されているのか。また、保育所における食材費は国において切り分けて個人負担になっているという認識で正しいか。

○ 資料18は認可保育所の保育料に関する資料である。認証保育所は各施設で保育料を設定している。認証保育所の保育料と認可保育所の保育料との差額分についての助成を実施している。給食費については、幼児教育・保育の無償化実施の段階で、国において副食費についても自己負担とするという考え方が示されていたが、武蔵野市においては、食育を大切にするという観点から、副食費も含めて、給食費を無償としている。一方で、幼稚園に関しても、認可保育所における給食費の無償分についての補助を保護者に出しているという制度設計となっている。

■ 幼稚園の利用者については、食費として4,000円を無償にしているということで、保育所の利用者とおおよそ同じ金額という認識で良いか。

○ 同程度の水準の補助を、幼稚園に対しても実施している。

■ 今の内容について確認だが、保護者の方に対する補助であり、園の負担という話はあるが、食材費が上がったとしても、保護者にとっての負担は変わらないという考え方でよいか。

○ 給食費が無償というのは、保護者に係る部分である。食材費については、園で負担していただいている部分もあり、高騰による影響があると伺っている。

■ 高騰して影響している部分についての負担をどう考えるかということは園の中で考えることであり、保護者負担とは関係ないという認識でよいか。

○ 保育料と直接関係してくる部分ではないと認識している。

■ 武蔵野市の市民税というのは、人口で割ると、おおむね平均20万円だと思う。よって、この徴収基準額表でいうと、第6階層あたりが平均ということになる。他の自治体と比較する場合には、世田谷区や杉並区等が良いのではないか。市の徴収基準額表において第6階層が平均だとすると、その階層の保育料を下げるというのは、ある程度合理性があると思う。

■ この問題を考える際に突き当たるのが国の制度設計の問題である。教育や子育てに係る費用の公的負担割合が低く、家計負担割合が高いというのが国の制度設計の基本的な傾向となっている。保育料の徴収基準についても、国の基準でいうと 10 万円を超えるような階層もあるが、それでは保護者負担が大き過ぎるため、各自治体が努力をして一定の金額に収まるようにしている。コロナ禍で今後ますます家計負担が大きくなり、家計への影響が深刻化してくるということが予想される中では、保育料を下げられるのであれば下げるべきであり、少なくとも上げるべきではないのではないかと考えている。市が単独でできることには限界がある。国の制度設計自体が変わる必要があると強く感じている。武蔵野市が子育てをしやすい自治体になっていくという点では、自治体の努力とともに国の制度設計自体も変えていくような働きかけも必要なのではないかと思う。

■ 値上げというようなところに言及する必要はないと思っているが、限られた財源をどこに投入するかという議論が必要だと考えている。認可保育所の保育料の基準ではあるが、これは市内の子育て家庭全てではなく、一部の人たちへの負担軽減である。今後の議論になるが、一時預かり事業等をスポットで利用される方がいる中で、全体的なバランスを見る必要があるのではないかと。

■ 先ほど話のあった平均的な階層の保育料については下げてもいいのではないかと思う。一方で、所得が高い階層については保育料を頂くのもありなのではないかと思う。例えば階層を増やして、幅をもう少し細かく区切り、平均的な階層のところは少し緩やかにしつつも、高い階層については幅を広げるのはどうかと思う。

■ 武蔵野市の階層はとても細く、丁寧で、きめ細やかだと思う。国の基準が 4 段階ぐらいになっているところを 24 段階にしているため、これ以上細かくしていくととても大変なことだと思う。

■ 例えば、D16 階層になると、ほとんど国基準と同程度になっている。下げるとい方向ではないかもしれないが、そういったことを検討してもいいのではないだろうか。

■ 家庭で子育てをされている方が市内にどの程度いるのか分からないが、そういった方へのケア、還元をもう少ししたほうがいいということはとても理解ができる。例えば、そういった取り組みをしている自治体があるのか、行っている場合どのように行っているのかというような事例等を参考にして、具体的に考えないと施策にはつな

がっていないのではないかと思います。他の自治体の例のようなものを提示いただきたい。

■ 今回は論点として幼児教育・保育の無償化による影響と保育料について議論し、次回は保育料以外の利用料、保護者負担について議論する予定である。ご意見のあった家庭で子育てをされている方に対しての支援についての資料を次回事務局から出していただき、議論をすることは可能か。

○ 家庭で子育てをされている方への支援として、武蔵野市においても、子育てひろば事業等が中心になってくるかと思う。ほかの自治体の資料が手元にないため、正確なことは申し上げられないが、金銭的な給付を実施するというよりも、そういった施策を行っているというところが大半かと思う。所管が子ども育成課ではなくて、別の課になるため、次回提出できる資料があるか確認したい。

■ 国の子育て会議においても、保育所が定員割れしていく中で、子育て支援というものを、保育所、幼稚園、子育てひろば等みんなで行っていきこうというソフトの事業ではなく、具体的な一時預かり保育や定期的な保育というのを進めていきこうという動きが出てきていると認識している。保育所においても地域の子どもたちの一時預かりや定期利用保育も含めた保育の提供を行うことについて考えていきたいと考えている。そういったことが、今とても必要になってきている。保育園に通うか、一時預かりを利用するかということだけではなく、そもそも保育というものが大事であるということが位置づけられていると感じている。

■ 全体的に保育料を減額することや、家庭で子育てをされている方にも財政的な補助を行うということは良いことだとは思いますが、難しいことなのではないかと考えている。例えば同じ 10%の負担があったとして、その負担の感覚として、高額所得の方の 10%と、平均またはそれ以下の所得の方の 10%というのは感覚的に違うと思う。そのため、一律に減額、もしくは増額ということは難しいと思う。家庭で子育てをされている方に対しては、地域に開かれた事業等による支援はできているが金銭的な援助というのは現在の武蔵野市では行っていないと認識している。

■ 保育料について、全体的に下げたほうが良いという意見、また所得の高い方からは取ったほうが良いという意見、そして一律に減額や増額を行うことは難しいという意見などがあった。また家庭で子育てをする方とのバランスや、コロナ禍で経済的に負担を感じている方についても考える必要があるという意見もあった。本日の審議会

においては、幼児教育・保育の無償化による影響と保育料について、主に議論をいただいた。次回は保育料以外の利用料、保護者負担についての議論と家庭で子育てをされている方への支援に関する資料を事務局から出していただき、議論していきたい。

■ 家庭で子育てをされている方への支援について、先進的なことを行っている自治体はおそらくないと思う。もともと保育所と幼稚園という立てつけの中、どんどん女性が働くようになっていき、現在家庭で子育てをされている方への支援については、国レベルでも空白になっている。家族が子育てをしようと思ったときに、様々な働き方があり、子育ての仕方も様々である。提案したいのは、家庭で子育てをするということを1つの考え方として行っている方に対してどのようなサービスが届けられるかということが、1つの論点になるだろうということである。

(2) その他

○ 次回の日程について、9月26日月曜日の午後6時半からオンラインで開催する。内容については、保育料以外の利用料、保護者負担金の検討、また、本日いただいた意見を基にした答申案の検討を予定している。